

令和8年度宮城県原子力行政 PR 動画作成業務仕様書（案）

1 委託業務の名称

令和8年度宮城県原子力行政 PR 動画作成業務

2 実施主体

宮城県（以下「発注者」という。）

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 業務の目的

県では、立入調査や放射能モニタリング、環境保全監視協議会の開催など、原子力安全対策行政に関する様々な取組を実施しており、その内容について、公式ホームページや「原子力だよりみやぎ」等を通じて情報発信を行っている。そうした中、令和7年度末の宮城県環境情報センターの廃止に伴い、県民へ情報を提供する機会が減少している現状がある。

一方で、近年はインターネットやSNSの普及に伴い情報収集手段が多様化しており、県民に対して県が実施する原子力安全対策行政を分かりやすく伝える広報手法の充実が求められている。

こうした状況を踏まえ、本事業では、宮城県が実施する原子力安全対策行政の全体像や各事業の役割を分かりやすく紹介するPR動画を制作する。映像の特性を活かした表現により県民の理解促進を図るとともに、県が実施する取組への関心を高め、必要な情報へアクセスするための「入口」となるコンテンツとして活用することを目的とする。

5 ターゲット層

宮城県民

※特に、原子力発電に関心があるものの、県が実施する原子力安全対策行政の取組や、放射線の測定等について、知りたい情報にアクセスするきっかけが少ない者を想定

6 業務概要

受注者は、発注者の指示のもと、宮城県に在住する者に対し、宮城県が実施する原子力安全対策行政の全体像を分かりやすく紹介し、県民が必要な情報へアクセスするための「入口」となるPR動画を制作すること。また、受注者は、本業務の実施期間中、適切な会議（実施頻度は、業務の進捗状況等を踏まえ柔軟に決定。）を実施し、発注者と適切に情報共有すること。なお、その際に必要な資料は、受注者が作成すること。

7 業務内容

PR動画の作成

- (1) 本編動画（15分程度）及び縦型ショート動画（30秒～60秒程度）5本程度の動画作成とする。※縦型ショート動画の本数については、発注者と協議の上で決定する。
- (2) 本編動画は、県が実施する原子力安全対策行政に関する各種取組について、各事業の役割及び相互の関連性が理解できるよう、一連の流れを意識した構成とし、視聴者が原子力安全対策行政の全体像を理解できる内容とすること。
- 縦型ショート動画は、本編動画で紹介する各事業を個別に紹介する動画とし、各事業の内容や役割を短時間で理解できる内容とすること。なお、縦型ショート動画は本編動画との内容に齟齬が生じないよう整合性を確保すること。
- (3) 動画の構成及び演出方法については、県民にとって分かりやすく、興味・関心を持って視聴できる内容となるよう、動画全体のコンセプト、構成、演出方法等について、専門的知見を活かした企画提案を行い、その内容を踏まえて制作すること。
- (4) 動画内では、専門的・行政的な内容について、視聴者が親しみを持って理解できるよう、動画全体の構成や演出を工夫すること。
- (5) 動画は下記の要素を含んで作成すること。

1	東北電力女川原子力発電所の概要を紹介し、本動画で取り扱う対象や県が原子力安全対策を実施する背景が理解できる内容とすること。
2	環境放射能調査について、県が発電所周辺の環境放射線等を継続的に監視していることが理解できる内容とすること。
3	環境保全監視協議会、技術会及び検討会について、環境放射能調査結果等を専門家が確認・評価していることが理解できる内容とすること。
4	立入調査について、県が発電所へ立ち入り、安全対策の実施状況等を確認していることが理解できる内容とすること。
5	原子力広報事業について、県が実施する広報媒体や広報事業を紹介し、視聴者が必要な情報へアクセスするための「入口」となる内容とすること。

- (6) SNS等での視聴環境を想定し、短時間で訴求可能な構成とするとともに、無音環境でも内容が理解できるよう字幕・テロップ等を付与すること。
- (7) 本動画は、宮城県公式ウェブサイトの掲載や宮城県公式SNSでの活用を予定していることから、受注者はその仕様に適合する形式で作成するもの。また、本動画は令和8年度以降も複数年度にわたり、活用することを想定するもの。

8 実施計画及び業務完了報告等の提出

(1) 実施計画書の提出

受注者は、契約締結後10営業日以内に、事業のスケジュール、事業内容等をまとめ

た実施計画書（任意様式）を発注者へ提出すること。

なお、変更が生じた場合は、発注者に協議の上、随時、変更事業計画書を提出すること。

（２）業務完了報告書及び成果物等の提出

受注者は、業務完了後、速やかに、業務完了報告書（任意様式）を作成し、発注者へ提出すること。また、本事業の成果物として併せて提出すること。

成果物	(ア) 本編動画 1本（15分程度） (イ) 縦型ショート動画 5本程度（30秒～60秒程度） (ウ) 動画のファイル形式は、MP4形式（フル画質以上）とする。 (エ) 編集可能な動画データ（プロジェクトファイル等）及び動画制作に使用したテロップ、イラストその他発注者が将来的に修正又は二次利用するために必要なデータ一式 (オ) 電子データ（DVD-R、USBメモリ又は発注者が指定する方法）
提出媒体	電子データ（DVD-R、USBメモリ又は発注者が指定する方法）
提出期限	令和9年3月19日（金）までに納品すること。
提出場所	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 復興・危機管理部原子力安全対策課（宮城県行政庁舎5階）

9 秘密保持

- (1) 受注者は、本事業により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本事業の履行完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本事業に関して発注者から受領又は閲覧した資料等を、発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受注者は、本事業を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 業務の進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整し、必要に応じて打合せを行いながら実施すること。また、動画撮影の実施前には発注者の確認を受けること。
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、企画提案書に基づくほか、受注者と発注者との協議により決定する。
- (3) 本業務によって得られた成果品に係る、受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三

者に帰属するものを除き、発注者に帰属し、発注者は本業務による成果品を自ら使用又は加工して使用するほか、関係機関への提供その他事業の目的を推進するために必要な範囲で利用し、第三者にその利用を許諾できるものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。なお、受注者は、成果品に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ継続的に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

（４）本業務に関する事故等については、発注者に速やかに報告するとともに、受注者の責任により、適正に処理すること。また、事故等により生じた損害の一切は受注者の負担とする。

（５）業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合は、発注者及び受注者で協議し、発注者が指示するものとする。